

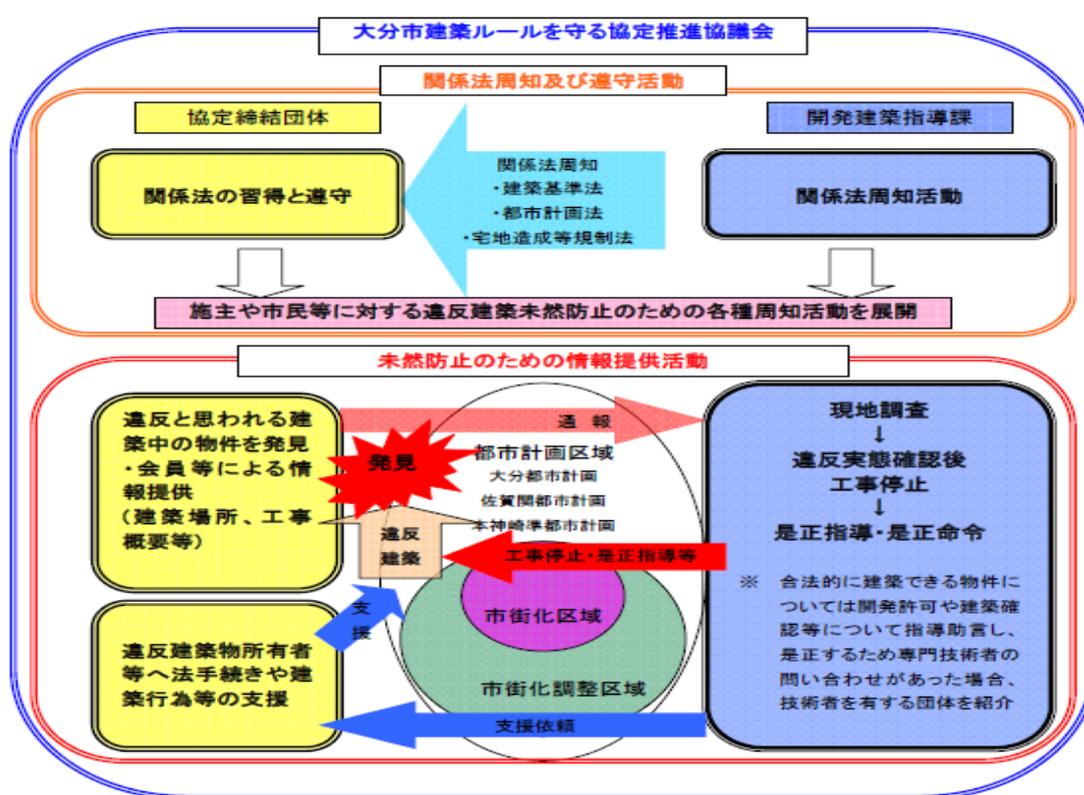
大分市建築ルールを守る協定を締結しました。

違反建築物の発生を防止するため、建築関係や不動産、測量設計等の6団体と「建築ルールを守る協定」を締結し、「違反建築をしない・させない・つくらせない」を念頭に安心安全なまちづくりを推進することとしました。

1. 協定内容

- (1)建築基準法や都市計画法および宅地造成等規制法について市民や施主や消費者に対する周知活動
- (2)協定締結団体における、関係法の習得および遵守活動
- (3)協定締結団体の構成員等が、工事中の違反建築と思われる物件を発見した場合、市への情報提供活動

大分市建築ルールを守る協定の連携フロー図



2. 協定により期待される効果

協定締結団体構成員等の関係法の習得や遵守意識の高まりとともに、施主や消費者などへの、関係法の周知が行われることによる違反の未然防止や、工事中の違反建築行為の情報提供による違反の早期発見、違反是正の迅速化などにより、違反への抑止効果を期待しています。

3. 協定締結団体(順不動)

- ・大分県建設業協会大分支部 様
- ・公益社団法人 大分県建築士会 様
- ・一般社団法人 大分県建築士事務所協会 様
- ・一般社団法人 大分県宅地建物取引業協会 様
- ・公益社団法人 全日不動産協会 大分県本部 様
- ・一般社団法人 大分県測量設計コンサルタンツ協会 様

4. 協定の調印日

平成26年11月25日



大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)&大分県建築業協会大分支部(以下「乙」という。))は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。))の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施主等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。))を発見した場合、甲に情報提供するものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。))は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
- (2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
- (3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
- (4) 協議会の運営に関する事項
- (5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。

2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を大分市都市計画部開発建築指導課に置く。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第9条 甲又は乙が協定期間の終期までにこの協定の解除の通知を行わないときは、この協定は自動更新したものとみなす。

(費用)

第10条 第3条の規定による活動に係る費用については、乙が負担する。

(禁止行為)

第11条 甲は、違反建築物等の情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この協定により知り得た違反建築物等の個人情報等を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。
3 乙は、違反建築物等の情報を得るため、甲の名称を使用し、又は甲の権限を行使してはならない。
4 乙は、違反建築物等の情報を得るため、個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自の1通を保管する。

平成26年11月25日

甲 大分市
大分市長

乙 大分県建築業協会 大分支部
支部長

釘宮 馨

利光正彦

大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)&公益社団法人大分県建築士会(以下「乙」という。))は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。))の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施主等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。))を発見した場合、甲に情報提供するものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。))は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
- (2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
- (3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
- (4) 協議会の運営に関する事項
- (5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。

2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を大分市都市計画部開発建築指導課に置く。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第9条 甲又は乙が協定期間の終期までにこの協定の解除の通知を行わないときは、この協定は自動更新したものとみなす。

(費用)

第10条 第3条の規定による活動に係る費用については、乙が負担する。

(禁止行為)

第11条 甲は、違反建築物等の情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この協定により知り得た違反建築物等の個人情報等を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。
3 乙は、違反建築物等の情報を得るため、甲の名称を使用し、又は甲の権限を行使してはならない。
4 乙は、違反建築物等の情報を得るため、個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自の1通を保管する。

平成26年11月25日

甲 大分市
大分市長

乙 公益社団法人大分県建築士会
会長

釘宮 馨

利光正彦

大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県建築士事務所協会(以下「乙」という。)
は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。)の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施工等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。)を発見した場合、甲に情報提供するものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。)
は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
(2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
(3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
(4) 協議会の運営に関する事項
(5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。
2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)
は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。)の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施工等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。)を発見した場合、甲に情報提供するものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。)
は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
(2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
(3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
(4) 協議会の運営に関する事項
(5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。
2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を大分市都市計画部開発建築指導課に置く。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第9条 甲又は乙が協定期間の終期までにこの協定の解除の通知を行わないときは、この協定は自動更新したものとみなす。

(費用)

第10条 第3条の規定による活動に係る費用については、乙が負担する。

(禁止行為)

第11条 甲は、違反建築物等の情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この協定により知り得た違反建築物等の個人情報を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。
3 乙は、違反建築物等の情報を得るため、甲の名称を使用し、又は甲の権限を行使してはならない。
4 乙は、違反建築物等の情報を得るため、個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自の1通を保管する。

平成26年11月25日

甲 大分市
大分市長

乙 一般社団法人大分県建築士事務所協会
会長

釘宮 磐  中野 満 

大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)
は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。)の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施工等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。)を発見した場合、甲に情報提供するものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。)
は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
(2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
(3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
(4) 協議会の運営に関する事項
(5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。
2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を大分市都市計画部開発建築指導課に置く。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第9条 甲又は乙が協定期間の終期までにこの協定の解除の通知を行わないときは、この協定は自動更新したものとみなす。

(費用)

第10条 第3条の規定による活動に係る費用については、乙が負担する。

(禁止行為)

第11条 甲は、違反建築物等の情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この協定により知り得た違反建築物等の個人情報を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。
3 乙は、違反建築物等の情報を得るため、甲の名称を使用し、又は甲の権限を行使してはならない。
4 乙は、違反建築物等の情報を得るため、個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自の1通を保管する。

平成26年11月25日

甲 大分市
大分市長

乙 一般社団法人大分県宅地建物取引業協会
会長

釘宮 磐  伊本 浩希 

大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)と公益社団法人全日本不動産協会大分県本部(以下「乙」という。)は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。)の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施主等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。)を発見した場合、甲に情報提供を行うものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。)は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
(2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
(3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
(4) 協議会の運営に関する事項
(5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。

2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を大分市都市計画開発建築指導課に置く。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第9条 甲又は乙が協定期間の終期までにこの協定の解除の通知を行わないときは、この協定は自動更新したものとみなす。

(費用)

第10条 第3条の規定による活動に係る費用については、乙が負担する。

(禁止行為)

第11条 甲は、違反建築物等の情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この協定により知り得た違反建築物等の個人情報等を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。
3 乙は、違反建築物等の情報を得るため、甲の名称を使用し、又は甲の権限を行使してはならない。
4 乙は、違反建築物等の情報を得るため、個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自の1通を保管する。

平成26年11月25日

甲 大分市
大分市長

乙 公益社団法人全日本不動産協会
大分県本部 本部長

釘宮 磐  池田 哲也 

大分市建築ルールを守る協定書

大分市(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県測量設計コンサルタンツ協会(以下「乙」という。)は、建築ルールを守り、安心安全なまちづくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が建築ルールを守るために連携・協働し、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法(以下「関係法」という。)の周知及び遵守と、市域における違反建築物等に係る情報の提供を行うことに対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙や市民等に対して関係法の周知を行うものとし、違反建築の未然防止に努めるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、その組織及び構成員の活動として、関係法を遵守することはもとより、施主等に対する関係法の周知に努めるものとする。
2 乙は、関係法に違反するおそれのある建築中の建築物及び工作物(以下「違反建築物等」という。)を発見した場合、甲に情報提供を行うものとする。

(協議会)

第4条 甲、乙及びこの協定と同内容の協定を締結した他の団体(以下「他団体」という。)は、この協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 関係法の習得及び市民等に対する関係法の周知に関する事項
(2) 違反建築物等の発見、情報提供及び是正指導等に関する事項
(3) 違反建築物等の発生の未然防止に関する事項
(4) 協議会の運営に関する事項
(5) その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第6条 協議会の委員は、甲、乙及び他団体からそれぞれ1名とし、委員長は、甲から選出する。

2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を大分市都市計画開発建築指導課に置く。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第9条 甲又は乙が協定期間の終期までにこの協定の解除の通知を行わないときは、この協定は自動更新したものとみなす。

(費用)

第10条 第3条の規定による活動に係る費用については、乙が負担する。

(禁止行為)

第11条 甲は、違反建築物等の情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この協定により知り得た違反建築物等の個人情報等を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。
3 乙は、違反建築物等の情報を得るため、甲の名称を使用し、又は甲の権限を行使してはならない。
4 乙は、違反建築物等の情報を得るため、個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自の1通を保管する。

平成26年11月25日

甲 大分市
大分市長

乙 一般社団法人
大分県測量設計コンサルタンツ協会
会長

釘宮 磐  今山 清 